

## 平成 23 年度以降の認定実務実習指導薬剤師の認定要件について

### 1 認定実務実習指導薬剤師の要件

- 認定実務実習指導薬剤師については、
  - ・ 基本的素養を有する者であることを確認のうえ、
  - ・ 実務経験及び勤務状況等について所定の研修応募要件を満たし、
  - ・ かつ、認定要件として、ワークショップ形式及び講習会形式の研修を受講することが求められている。

### 2 認定に向けた各要件に関する考え方

#### (1) 基本的素養

- 基本的素養については研修応募の前後、研修受講の前後、及び認定の前後にかかわらず、常に有している必要がある。

#### (2) 応募要件

- 応募要件については認定実務実習指導薬剤師養成研修を受講するにあたり満たしていなければならないものであり、応募の時点において確認されるものである。

#### (3) 認定要件

- ワークショップ形式の研修については、
  - ・ 教育理念に対する理解を深めるとともに、
  - ・ 学生の習熟度を適切に評価する方法について理解を深めるため、受講する必要がある。（認定にあたっては、修了証が必要。）
- 講習会形式の研修については、ア、イ、ウおよびオの内容の複数を同時に実施するなど、受講者の利便を考慮したうえで、以下のように考える。

#### (ア 学生の指導方法について)

- ・ 講習会形式の研修については、病院及び薬局それぞれの特性を考慮した指導方法

を習得する必要があり、また、多様な個性を持つ学生を指導するにあたり、幅広い指導方法や適切な評価方法等を習得する必要があることから、実務実習に携わる薬剤師、教員等による講義を受講する必要がある。

- ・ ただし、認定申請を行う時点から過去5年以内に、病院または薬局で学生指導に携わった経験を有する場合にあつては、病院または薬局において多様な個性を持つ学生の指導方法を習得しているものとして、受講は免除されることで差し支えない。

(イ 薬剤師に必要な理念について)

- ・ 十分な知識と経験を有する薬剤師として公的立場にある講師から、大所高所の理念を習得する必要があることから、講義を受講する必要がある。

(ウ 実務実習モデル・コアカリキュラムについて)

- ・ 長期実務実習は実務実習モデル・コアカリキュラムに沿って実施されるものであり、認定対象となりうる薬剤師にとって、6年制の薬学教育に関する知識を幅広く習得する必要があることから、その趣旨等について熟知した教員、薬剤師等による講義を受講する必要がある。

(オ 参加型実務実習の実施方法について)

- ・ 実務実習において学生を指導するにあたり、患者に対する安全確保及び学生保護の観点から、あらかじめ知識を習得しておく必要があるため、講義を受講する必要がある。

本要件は、実務実習指導薬剤師養成研修検討委員会報告書（平成17年3月25日）に基づくものである。